

平成21年2月17日

グリーン電力価値売却に関する契約の締結について

本日、県は、公募によって決定した株式会社九電工と、熊本北部浄化センターの下水汚泥バイオガス発電によって生み出すグリーン電力価値の売却に関する契約を締結しました。

これにより、県は今後3年間に約3600万円の新たな収入を得ることになる見込です。

なお、九電工は、発行するグリーン電力証書について県内での優先活用に努め、当面約8割を自社の県内営業拠点で使用します。

1 契約等の概要

- ・今回締結する契約は、県が株式会社九電工からバイオマス発電業務を受託する型式（バイオマス発電業務委託契約）とします。
- ・九電工は、グリーンエネルギー認証センターに対して、当センターの発電設備のグリーン電力発電設備としての認定手続きを実施します。
- ・設備の認定後、県は受託した「バイオガス発電」を行い、九電工は得られたグリーン電力価値を「グリーン電力証書」として活用します。
- ・県の施設で生み出すグリーン電力価値を有効に活用するため、九電工は、発行するグリーン電力証書について、県内での優先活用に努めます。
- ・委託期間は、平成24年3月までの3ヶ年とします。
- ・グリーン電力価値の移転に伴い、県が実施できる環境改善効果のアピール方法等を定めます。
- ・なお、発電した電気そのものは、県に帰属するため従来通り浄化センターにおいて使用します。

2 現在までの経緯

- | | |
|------------|---|
| ・H18.11 | 熊本北部浄化センター燃料電池発電設備の供用を開始 |
| ・H19年度 | 年間発電実績量277万kWh、安定した発電実績を確認 |
| ・H20.10.1 | グリーン電力価値売却の方針を発表
(下水道分野では西日本初の試み) |
| ・H20.11.7 | 売却先(証書発行事業者)の公募を実施(～12.10まで)
(自治体での公募は全国初、4団体が応募) |
| ・H20.12.26 | 外部委員を含む選定委員会で、応募した団体の申込書を評価
(企業等評価、価格評価両面で九電工が最も高い評価を取得) |
| ・H21.1.7 | 委員会の意見を尊重し、株式会社九電工を優先交渉者に決定
その後、株式会社九電工と契約内容について協議を実施 |
| ・(本日) | 九電工と「バイオマス発電業務委託契約」を締結 |

3 今後の予定

- ・ H21.3 グリーンエネルギー認証センターによる「グリーン電力発電設備」の認定（申請者：九電工）
- ・ H21.4 バイオマス発電業務の開始
- ・ H21.7 グリーンエネルギー認証センターにより第1四半期発電実績を「グリーン電力」として認証（申請者：九電工）
九電工は「グリーン電力証書」を発行・活用

4 参考 「グリーン電力価値」売却のしくみ

熊本北部浄化センターでは、平成18年度から、下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスを使って発電を行っています。消化ガスは、生物由来のバイオガスであり、ここで生み出される電力は二酸化炭素の排出量削減や化石燃料の使用量低減といった「グリーン電力価値」を持っています。

このグリーン電力価値を、電気そのものと切り離し「グリーン電力証書」として取引する「グリーン電力証書システム」が運用されています。県では、企業等の環境改善活動への支援と新たな収入確保のため、このシステムをとおして、グリーン電力価値を売却する準備を進めて参りました。

本日、公募によって売却先に決定した株式会社九電工と、契約内容について合意し「バイオマス発電業務委託契約」を締結したものです。

（グリーン電力証書システム概念図）

